

府中市地域公共交通に関する運賃協議会設置要領（案）

令和 年 月 日

（趣旨）

第1 この要領は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項に定める協議を行うため、府中市地域公共交通に関する運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

本要領は、運賃改定が必要となった場合に、都度、府中市が制定するものとします。

運賃協議会は、根拠法令・構成員が異なることから府中市地域公共交通協議会の下部組織として設置するものではありません。

（所掌事項）

第2 運賃協議会は、法第9条第4項に規定する運賃等について、協議するものとする。

法第9条第4項に規定する運賃等とは、「地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等」で、本市ではコミュニティバス等の運賃をいいます。

（構成員）

第3 運賃協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 第2に掲げる運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 府中市地域公共交通協議会規則（令和2年12月府中市規則第64号）第2条第4号及び第5号に掲げる者
- (3) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- (4) 府中市の職員

は、コミュニティバス（ワゴンタイプを含む。）等の運行事業者が1者出席します。

は、法第9条第4項の「第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者」を構成員とする必要があることから府中市地域公共交通協議会の「福祉関係団体の推薦する者」及び「公募による市民」に出席を依頼します。なお、出席人数は、多様な意見を踏まえて運賃等を協議するため、各区分からそれぞれ1名以上、原則として全員に出席を依頼します。

は、国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官（輸送担当）に出席を依頼します。

は、公共交通施策を所管する部長職が出席します。

（会長）

第4 運賃協議会の会長は、第3第4号に掲げる者をもって充てる。

運賃協議会は、市が開催することから、会長は「府中市の職員」とします。

（会議）

第5 運賃協議会の会議は、第3第1号に掲げる者が定めようとする運賃等の協議ごとに、会長

が招集する。

- 2 運賃協議会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運賃協議会の会議の議長は、構成員の中から都度選出する。
- 4 運賃協議会の議事は、出席する構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、代理人を出席させることができる。
- 6 会長は、運賃協議会の協議結果について、府中市地域公共交通協議会に報告する。

運賃協議会は、府中市地域公共交通協議会での議論を踏まえ、会長が招集依頼を行います。なお、開催日は、原則として、府中市地域公共交通協議会の開催日と同日とします。会議の議長は都度選出とし、互選とします。やむを得ず代理人を出席させる場合は、当該構成員の意見と相違がないよう書面等で委任内容を示すこととします。協議内容については、運賃協議会後に同日開催する地域公共交通協議会で「協議が整った旨の証明書」等を用いて運賃協議会の会長が報告します。

(庶務)

第6 運賃協議会の庶務は、府中市都市整備部計画課において処理する。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか運賃協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 年 月 日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、第2に規定する協議が調ったときは、その効力を失う。

本要領は、事案が発生した際に、都度制定するため、協議が調ったときには、失効するものとします。